

## 上越市議会政策形成会議に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第163条第4項の規定に基づき、上越市議会政策形成会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 会議は、課題調整会議の協議に基づき、議長が各派代表者会議に諮り、設置する。

### (委員の指名)

第3条 会議規則別表に定める構成員（以下「委員」という。）の指名は、調査検討する案件に応じて次に掲げる者から指名するものとする。

- (1) 各会派に所属する議員
- (2) 会派に所属しない議員

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、議長の指名の日から会議の廃止の日までとする。

### (座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第7条 会議は、調査検討に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

### (市民の意見の聴取)

第8条 会議は、調査検討に必要があると認めるときは、市民の意見の聴取に必要な措置をとることができる。

### (会議の廃止)

第9条 会議は、次に掲げる場合に廃止する。

- (1) 調査検討の結果を議長に報告したとき。
- (2) 議員の任期が満了したとき。
- (3) 議会が解散されたとき。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が各派代表者会議に諮って定める。